

平成30年6月

2 2 府県協会 理事長 様

関西ラグビーフットボール協会
理 事 長 松 原 忠 利
運営委員長 森 田 晃 充

傷害見舞及び重症事故の報告について（依頼）

平素は当協会の諸事業にご協力いただきましてお礼申し上げます。

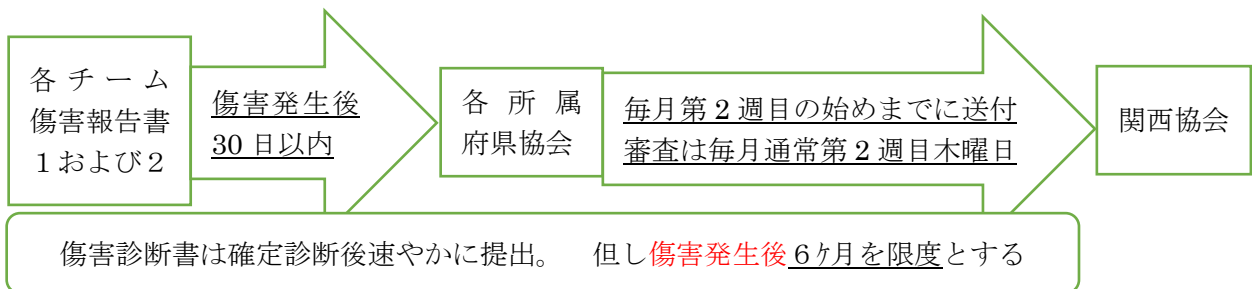
標記の件について、日本協会の傷害見舞金制度実施要綱に基づき、下記のとおり確認をさせていただきます。傷害見舞金運営委員会では、受傷された方の傷害見舞金審査及び支給の手続きを出来るだけスムーズに行えるよう努めております。

各府県協会におかれましては、手続き期限等について所属の各チームに改めて徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 報告について「傷害見舞金制度実施要綱5（1）～（5）」参照

- 関西ラグビーフットボール協会の傷害見舞審査委員会は（公財）日本ラグビーフットボール協会安全対策委員会 登録者傷害見舞部門より傷害見舞金にかかわる業務の委託を受けております。
- 各チームは、傷害発生から30日以内に各所属の府県協会へ「傷害報告書1及び2」を提出する。
- 各府県協会は、提出された書類について、発生日等を確認いただき受付をしてください。その日を受理日とします。（傷害発生から30日以内を確認）
- 各府県協会は受付された報告書を、遅延なく関西協会へ送付してください。



※傷害診断書の発行が何らかの理由で傷害発生後6ヶ月以上必要とする場合は、所属府県協会を通じて関西協会へその旨連絡すること。

○脳振盪について

脳振盪/脳振盪の疑いがあると判定された場合は、上記の「傷害報告書（1および2）」に加えて「脳振盪/脳振盪の疑い報告書」、「段階的競技復帰のための証明書」および「傷害診断書」の提示が必要となります。

2 重症事故

- 「傷害見舞金制度実施要綱」8に基づき、発生後3日以内の報告を厳守下さいますようお願いいたします。

以上